

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

文化関係部分抜粋

・各分野の施策の推進

2. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(3) 観光地域づくり・ブランディング等の推進

<概要>

観光立国・観光先進国の実現に向け、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを推進し、その地域の魅力を効果的に発信するために、観光地経営の視点に立った観光地域づくりやブランディングの中心となる DMO の形成・育成を加速させていく。また、古民家等の地域資源の魅力を高める取組を推進するほか、地域における文化財を活用した観光地域づくり・ブランディングの推進に取り組み。さらに、スポーツツーリズムの推進など、スポーツ資源を活用した地域活性化を進める。

日本各地に存在する産業遺産は、その地域のみならず、日本の産業の歴史を物語る貴重な資産である。産業遺産に関する情報発信の機能を整備し、観光資源としての積極的な活用を図ることで、その地域に特色を持たせるとともに、関連地域への人の流れを促進する。

【具体的取組】

地域における文化財を活用した観光の振興

- ・平成 30 年通常国会で成立した改正文化財保護法に基づく文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす地方公共団体の取組や、文化財を魅力的な観光資源として磨き上げ、観光客増を文化財への更なる投資につなげる地域活性化の好循環を創出する取組を支援するとともに、我が国が誇る伝統芸能や「わざ」の国内外への発信等を支援する。

3. 地方への新しいひとの流れをつくる

(4) 政府関係機関の地方移転

<概要>

「総合戦略」及び「政府関係機関移転基本方針」(平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定)「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。)等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転の取組を着実に進める。

【具体的取組】

政府関係機関移転の着実な推進

- ・中央省庁の地方移転について、文化庁については、平成 29 年 4 月に本格移転の準備のため「地域文化創生本部」を京都に設置し、同年 7 月には本格移転における京都本庁の組織体制の大枠、場所、移転時期等を決定した。また、平成 30 年通常国会で成立した改正文部科学省設置法等に基づき文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を図りつつ、今後も平成 29 年 7 月の文化庁移転協議会決定を踏まえ、全面的な移転に向けた取組を着実に進めていく。